一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　京都府南丹市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び南丹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十五号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　唐津市（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十六号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　唐津市（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十七号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十八号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　佐賀県武雄市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　武雄市（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　佐賀県武雄市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　武雄市（次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　岡山県勝田郡奈義町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び奈義町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

　令和八年八月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　佐賀県嬉野市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）